



埼玉県報

第224号
令和3年(2021年)
7月9日
金曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 災害救助用備蓄食料に関する落札者等の公示（入札課）
- 電子複写機用紙に関する落札者等の公示（入札課）
- 令和3年4月から6月までににおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第9期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 令和3年度随時実施技能検定の実施の一部を改正する告示（産業人材育成課）
- 元荒川上流土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（大宮公園事務所）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 一般国道463号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第73条第1項の規定に基づく建築協定（川越建築安全センター）

告示

埼玉県告示第八百二十四号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 学科試験（国語、数学、地理歴史及び公民）

ロ 作文

ハ 口述試験

ニ 適性検査

ホ 身体検査

ヘ 経歴評定

四 募集期間

令和三年七月十二日（月）から同月二十六日（月）まで

五 採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 学科試験、作文及び適正検査（Web試験方式）

令和三年八月十五日（日）又は同月十六日（月）の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和三年八月二十一日（土）又は同月二十二日（日）の指定する日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

八 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール hq1-saitama@pco.mod.go.jp)

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
災害救助用備蓄食料 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
農林部農産物安全課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サイボウ 埼玉県さいたま市見沼区卸町2丁目6番15号
- 5 落札金額
59,319,540円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年4月27日

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

電子複写機用紙 22,780 箱 (A 4判 21,300 箱 B 4判 280 箱 A 3判
1,200 箱)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県会計管理課 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 6 月 18 日

4 落札者の氏名及び住所

溝口洋紙株式会社 埼玉県さいたま市見沼区卸町 1 丁目 33 番地

5 落札金額

31,443,170 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 3 年 4 月 20 日

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

令和三年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県感染防止対策協力金（第9期）支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
401,399,790円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

令和三年埼玉県告示第二百八号（令和三年度随時実施技能検定の実施）の一部を次のように改正する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

第一号口中「射出成形作業」の下に「インフレーション成形作業」を加える。

告 示

埼玉県告示第八百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、行田市元荒川上流土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和三年六月三十日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和三年七月十二日から令和三年八月十一日まで

二 縦覧場所

行田市役所

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量、修正測量）

三 作業地域

一級河川入間川（狭山市広瀬一丁目地内外）

四 作業期間

令和三年六月二十八日から令和三年十一月十五日まで

告 示

埼玉県告示第八百三十二号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行地区内

四 作業期間

令和三年七月五日から令和三年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市の一部

四 作業期間

令和三年七月十五日から令和三年十二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

伊奈町全域及び周辺地域

四 作業期間

令和三年十月一日から令和四年三月十一日まで

告示

埼玉県告示第八百三十五号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―二十二―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字森田前五十三番三 他十七筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千六十九・七立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百三十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―十一―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県吉川市大字川富字新堤向四百二番一他十八筆

埼玉県吉川市大字関字新堤向発通五百九十八番一他十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四千二百十・八四立方メートル

告示

埼玉県告示第八百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、それぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料	吉川市きよみ野一丁目一番地 吉川市 吉川市長 中原 恵人	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日 まで

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県さいたま市南区根岸五丁目十二番五号二〇一 槌 俊哉

二 取消年月日

令和三年七月六日

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年七月九日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	所沢市宮本町二丁目八八番九地 先から同市宮本町二丁目二番一二	区 間
一一・〇五 五五・七五	一一・〇五 四三・八四	敷地の幅員 (メートル)
一九・四六		延長 (メートル)
る。	交差点改良事業によ	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年七月一日

指令川建セ第〇二〇二二一号

二 検査済証番号

令和三年七月七日

川建セ第〇三〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字逆川七百三十六番百八十三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼七百三十六番地百十一

東海林 智穂

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年七月一日

指令川建セ第〇一〇一四二号

二 検査済証番号

令和三年七月七日

川建セ第〇三〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百五十九番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷千八十八番地 ハイデンスタニグチ三〇一
号
後藤 好之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年六月二十九日

指令川建セ第〇二〇二一一号

二 検査済証番号

令和三年七月七日

川建セ第〇三〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字鳩山千九百四十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字小用二十七番地

株式会社大道産業 代表取締役 松本 繁身

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

令和三年七月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目三番五号

鳩山ニュータウン第十一次建築協定委員長 坂 野 裕 史

二 建築協定区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘一丁目千四百八十六番四他二十九筆